

亀山市告示第167号

令和4年亀山市告示第99号（収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、令和7年1月1日から施行する。

令和6年11月25日

亀山市長 櫻井 義之

第1項の表中「東京都千代田区丸の内二丁目7番1号」を「千代田区丸の内二丁目7

番1号」に、

| | |
|------------|-------------------|
| 株式会社中京銀行 | 名古屋市中区栄三丁目33番13号 |
| 株式会社ゆうちょ銀行 | 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号 |

を

「

| | |
|------------|------------------|
| 株式会社あいち銀行 | 名古屋市中区栄三丁目14番12号 |
| 株式会社ゆうちょ銀行 | 千代田区霞が関一丁目3番2号 |

に改める。」